

「学校・家庭・地域の協働」による循環型教育

宮崎 冨子
(三重大学)

1. 「生きる力」と生涯学習

我が国は少子・高齢化の進展や地球環境の急激な変化の中で生涯学習社会を迎えた。そして今、社会・経済構造や雇用環境の激しい変化の影響の下で、学校から社会への移行に関する課題が社会問題化し、子どもの学ぶ意欲や学力・体力の低下、学校・家庭・地域の教育力、教育文化の継承の脆弱さ等が喫緊の課題となっている。こうした課題を解決して新しい時代を生き抜くためには、知識の量だけではなく、柔軟な思考力を持って「生きる力」を備え、自ら課題解決する力、前に踏み出す力、コミュニケーション力等、総合的な「知」が必要である。そして、生涯学習の成果は個人のためだけでなく、周りの大人や若者の生き方や考え方、地域のあり方等に循環し、活用されることが重要で、キーワードは「循環型教育」(2002 宮崎)である。

次代を担う子どもたちに必要なことは、まず学校・家庭・地域において、発達段階に応じて「生きる力」を育む学習環境づくりである。大人も同様に、変化の激しい時代を自立して生き抜くための力を身につけられるように生涯学習を継続したり、学び直したり、その成果を適切に生かせる環境づくりが必要であり、「学校・家庭・地域の協働」による循環型教育が重要となる。

2006年に改正された教育基本法は、時代が抱える多くの課題を是正するた

めに、第3条「生涯学習の理念」、第10条「家庭教育」、第12条「社会教育」、第13条「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」等を規定した。それを受けて、2008年の中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」は、「社会の変化に対応するための柔軟な思考力、培った知識や技術を活用して問題解決能力や他者との関係を築く力と、豊かな人間性等を含む総合的な“知”が必要」とし、「自立した個人や地域社会の形成、持続可能な社会の構築のために生涯学習の振興が必要である」と強調している。その目指す方向性として、生涯を通じた学習支援に「個人の要望」を踏まえながら「社会の要請」を重視することを挙げている。

①必要な力を身に付けるための学習機会

子どもたちが「生きる力」を身に付ける上で効果的な社会教育プログラムや、大人への多様な学習機会の提供や再チャレンジ可能な環境の整備

②学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり

子どもたちが変化の激しい社会を生き抜き、社会全体の教育力を向上させていくための環境づくりや、ネットワークの構築できめ細かな対応

③社会全体の教育力が向上するための学校・家庭・地域の協働

学校を地域の拠点とする取り組み（学校支援地域本部、放課後子どもプラン等）やPTA活動の活性化、社会教育施設の活用、高等教育機関との連携、家庭教育支援基盤の形成、家庭教育を支援する人材の養成等

④行政の役割の明確化

生涯学習振興・社会教育行政の再構築と教育委員会の役割の明確化（学校支援活動や家庭教育支援等）、公民館・図書館・博物館の機能の活性化

⑤生涯学習・社会教育の推進を支えるための人材育成

司書及び学芸員等の資格要件の見直しと社会教育専門職員の資質向上

⑥NPO、民間事業者等と行政との連携等である。

2. 新しい時代への教育振興基本計画

2006年に改正された教育基本法第17条に示された教育理念の実現に向けて、

「今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（2008～2012）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進するために教育振興基本計画を行う」と規定された。その経緯は、2000年の教育改革国民会議報告をふまえ、2003年に中央教育審議会答申「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が提言され、2008年に中央教育審議会答申「教育基本法について～[教育立国]の実現に向けて～」を経て、同年に閣議決定された。

教育振興基本計画の目標は、①義務教育修了までに、すべての子どもに自立して社会で生きていく基礎を育てる（公教育の質を高め、信頼を確立する、社会全体で子どもを育てる）、②社会を支え、国際社会をリードする人材を育てること等である。とくに重点的に取り組む事柄は、①確かな学力の保証、②豊かな心と健やかな体の育成、③教員が子ども一人一人に向き合う環境づくり、④手厚い支援が必要な子どもの教育の推進、⑤地域全体で子どもをはぐくむ仕組みづくり、⑥キャリア教育・職業教育の推進と生涯を通じた学び直しの機会の提供、⑦大学等の教育力の強化と質の保証、⑧卓越した教育研究拠点の形成と大学等の国際化の推進、⑨安全安心な教育環境の実現と教育を受ける機会の保障等である。

3. 学校・家庭・地域の連携協力と市民の参画

文部科学省は子どもを取り巻く環境の変化や家庭・地域の教育力が低下していることを憂慮して、改正された教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の規定をふまえ、地域の実情に応じて自主的に行う学校・家庭・地域の連携協力の取り組みを推進し、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、社会全体の教育力の向上を図ることとした。2009年度からの本事業は1/3の補助率である。但し、学校支援地域本部事業は2008～2010年に委託事業、2011年以降は補助事業となっている。

1) 放課後子ども教室推進事業

既存の事業として行ってきた放課後子ども教室推進事業は、すべての子どもを対象とし、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、市民の参

画を得て学習・スポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供する取り組みを支援している。

2) 家庭教育支援基盤形成事業

本事業は身近な地域における家庭教育支援を広く実施するため、「家庭教育支援チーム」の定着を図るとともに、持続可能な支援を行うための地域人材を養成し、さまざまな機会を活用して学習機会を提供している。

3) スクールカウンセラー活用事業

本事業は、臨床心理に関する専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーの配置や、児童が気軽に相談できる相談相手「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援している。

4) スクールソーシャルワーカー等活用事業

本事業は、教育分野に関する知識に加えて社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒のおかれた環境に働きかけて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援している。

5) 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

本事業はスクールガード・リーダーによる巡回・学校や学校安全ボランティアに対する警備等の指導、学校安全ボランティアの養成のほか、新たに各地域における子どもの見守り活動に対する支援を行っている。

6) 学校支援地域本部事業

本事業は学校教育が抱えるさまざまな課題に対応し、学校のニーズに沿って社会教育の分野から支援する事業である。それは、地域ボランティアが授業の補助、ドリル等の採点補助、読み聞かせや図書の貸出整理等読書活動の支援、部活動指導、環境整備～花壇や植込みの整備、登下校時の安全指導の補助、学校行事の補助等を行う事業であり、これまでに実施された学校支援地域本部事業等の成果として次のような点が挙げられる。

①家庭教育における成果

家庭学習への意欲の向上、親子の会話の深まり、親が自分の子どもを客観的にみる、親以外の大人との会話や見守りがある、年長者への尊敬の心、登下校時の交通安全教育、地域ぐるみで人材育成等

②学校教育における成果

教員の意識改革，教育の充実・多様化，教職員同士のつながりの強化，教員の地域への理解・信頼の深まり，地域の情報が容易に入手できる，子どもたちが気楽に質問できるようになった，ボランティアの励ましに意欲的になった，コミュニケーション能力が身についたこと等

③地域社会における成果

子どもたちが社会規範を習得する機会が増えた，地域と学校の距離が縮まって連携が強化，学校施設の開放，子どもに関する情報が入りやすくなった，学校教育への関心の高まり，市民も安全安心な生活，市民同士の絆の深まりと異業種・異世代の交流，市民の学習意欲の向上と生涯学習の成果を活用できる機会，地域ぐるみで子育てする気運，地域の伝統文化理解，支援活動への参加に生きがいをもつ，学校・家庭・地域が一貫した指導，地域の教育力の向上，地域活動の活発化と地域おこし等

一方で，課題としては，①ボランティアについて学校側の理解がない，②教員との連絡調整の煩雑さと役割分担，③事前準備の時間の確保，④教員と地域ボランティア・コーディネーターとの信頼関係，⑤教職員の意識改革と資質向上，⑥ボランティアの人材確保と配置，⑦個人情報の保護の徹底，⑧地域活動への教員の参加，⑨予算の確保と継続，⑩施設開放の管理とメンテナンス，⑪支援活動の中・長期計画と目標設定，⑫他の社会教育施設との連携等が挙げられる。

4. 地域ぐるみで教育支援の推進

(1) 学校と地域の総合的な活性化推進費（2011年度新規）

学校と地域の総合的な活性化を推進するために，文部科学省はこれまでの既成事業の成果を集約・分析した上で，先進的取り組みを行う社会教育関係団体や企業，地域の実践者等と広く連携・協力し，課題解決等に役立つ情報提供・相談対応を行うプラットフォーム（Web サイト）の作成・運営や今後の発展を模索する地域に対するアドバイザーの派遣等，きめ細やかな支援や

普及・啓発等を行っている。

(2) 学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助（補助率1/3）

1) 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業（新規）

市民等の参画による「学校支援地域本部」「放課後子ども教室」「家庭教育支援」「地域ぐるみの学校安全体制の整備」「スクールヘルスリーダー派遣」等の教育支援活動を継続するとともに、各地域の実情に応じた取り組みを有機的に組み合わせ、より充実した教育支援活動を支援する。

2) スクールカウンセラー等活用事業

児童生徒の臨床心理に関して専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーや、子どもたちが気軽に相談できる相談相手として「子どもと親の相談員」等を配置するとともに、24時間体制の電話相談を実施し、教育相談体制の整備を支援する。

3) スクールソーシャルワーカー活用事業

教育と社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行うスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の整備を支援する。

4) 帰国・外国人児童生徒受入促進事業

就学前の外国人の子どもへの初期指導教室（プレクラス）の実施、学校での日本語指導の補助や、学校と保護者との連絡調整等を行う支援者の配置等、帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援する。

5) 豊かな体験活動推進事業

児童の豊かな人間性や社会性を育むため、学校教育において行われる自然の中での集団宿泊活動を推進する取り組みを支援する。

6) 専門的な職業系人材の育成推進事業

社会や地域のニーズに応じた人材育成等、先導的な取り組みを行う専門学校等を支援する。

以上のように、さまざまな取り組みを実施しながら、地域ぐるみで総合的な「知」の循環型社会の構築を目指し、社会全体の教育力の向上を図ることを推進している。

5. 新しい時代を切り拓く循環型教育

新しい時代を切り開くための事業を新規に行うには、地域における旧来からの地域密着型事業を総合的に再点検して組み直し、実効力ある事業を具体化する必要がある。企画・運営には学際的な分野のメンバーで構成し、一部は公募を実施することも必要である。

とくに社会教育の分野から家庭・学校教育を支援する際には、要請に応じた役割分担と責務の内容を理解し、対象者の主体性を保持しつつ協働し、基本的人権の遵守、人間尊重と公平性、プライバシーや秘密の保持をして、心身共に無理をしないことが大切である。あくまでもボランティアは支援者として、次代を担う若い世代への「循環型教育」(2002 宮崎)として継承し、やがては「元気な地域づくり、国づくり」に繋げることが重要である。長年培ってきた知恵や技術を注ぎ込み、「生き方を考えるキャリア教育」として活かされるような仕組みを構築し、客観的な評価や改善を重ねて、家庭・学校教育を支援することが重要である。次に、事例を挙げて提言する。

1) 学校支援地域本部事業

学校支援地域本部事業は2011年度より学校・家庭・地域の連携協力推進事業に移行したが、今後は首長部局と連携して市全体の中期計画にも位置づけ、低予算でも効果的な企画を公募する等、有効な情報が循環する協働体制を整備して地域ぐるみで推進するとよい。事例には、学校支援地域本部事業、放課後子ども教室、居場所づくり、学校安全体制づくり、授業補助、部活動や行事支援、環境整備、安全パトロール、防災等が挙げられる。

2) 大人から若者へ、若者から大人への循環

「循環型教育」には、大人から若者へと、若者から大人への循環がある。たとえば、若者が人生の先輩から学ぶ智恵は大きな励みになるし、若者の斬新な発想に大人が発想転換することもある。可能ならば、異業種・異年齢の構成で活動を行うと、地域社会の中で総合的な「知」として循環できて有効である。そのことが市民の能力発揮や生きがいづくりの機会にもなるし、若い世代への文化の継承に繋がる。事例には、学習支援や安心安全ボランティア、元気な地域づくりや新しい都市づくり計画等が挙げられる。

3) 若者同士の学び合い

大学生が小中高校生に対して、また同じ校種の中で上級生が下級生の世話をしたり、同じ教室内で互いが学び合うこともできる。とくに一人っ子や兄弟の少ない児童には刺激のシャワーとなり、先行経験にもなる。事例には学校きょうだいづくり、大学生による小中学生の学習補助、読み聞かせ等が挙げられる。

4) 家庭教育における家族の絆

家庭内では祖父母・親から子へ、また子から親へと、家庭内の対話と団らんを深めながらの総合的な「知」の循環は重要であり、家庭教育は生涯学習の原点といえる。事例には、基本的な生活習慣の定着、確かな学力と豊かな人間性の育成、家庭学習時間の確保等が挙げられる。

5) 高等教育機関における循環型教育

高等教育機関においては教職員から学生へ伝えるとともに、学生同士の組織的な循環型教育も可能である。たとえば、三重大学では上級生が下級生の生活や学習を支援するキャリア・ピアサポーター制度がある。これは、所定のキャリア教育科目を履修した学生に対して、学内資格のキャリア・ピアサポーター初級・上級を認定する。初級者は学生支援の業務に参加するために基礎的な素養が認定され、上級者は授業の補助者 SA (Student Assistant) に申請する資格が得られる。現在、43人のキャリア・ピアサポーターが活躍しているが、まさしく循環型教育の一環といえる。

以上のように、あらゆる場所や機会を通して、「学校・家庭・地域の協働」による循環型教育を実践して、社会全体の教育力の向上を図ることを提言する。これは、持続可能な開発のための教育 (ESD) の視点からも重要であり、新しい時代を切り拓く生涯学習の振興に繋がるのである。

参考文献

宮崎冴子『社会教育・生涯学習-学校と家庭、地域をつなぐために-』文化書房博文社、2011